

長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんが希望された場合、選定療養費として自己負担が発生します。

対象となる場合

- ・院外処方
- ・院内処方(入院は除く)

対象となる医薬品

- ・後発医薬品が発売され、5 年以上経過した長期収載品(準先発医薬品も含む)
- ・後発医薬品への置き換え率が 50%以上の長期収載品(準先発医薬品も含む)

対象とならない場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

自己負担額について

- ・長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格との価格差の 4 分の 1(+消費税)

※詳しくは厚生労働省ホームページ「[後発医薬品のある先発医薬品\(長期収載品\)の選定療養について](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)」(外部サイトへリンク)をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

※ご不明な点があれば主治医もしくは薬剤師にご相談ください。